令和4年11月29日 株式会社レヴリー 人の憲法をする 料送の安全の権 不足機就務事業 常に関する命令 不足機就務事業 保に関する命令 不足機就務事業 保に関する命令 を	処分年月日	事業者名	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
C兄回しで検討し、女王官達が住の変更でがたした場合は、迷いがに来れ連門向くを問いている。	令和4年11月29日	株式会社レヴリー			「RIB3」が青森県十和田湖内において、船 舶検査証書に定められた最大搭載人員を超 える旅客を同船に乗せて運航した事実等が	①経営トップは、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全マネジメント態勢の見直し等、安全管理体制に主体的に関与すること。 ②安全統括管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施し、記録すること。 ③運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程を遵守し、事案の再発防止に向けて船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般の統括を徹底するための措置を講じること。 ④運航管理者及び船長は、運航の可否判断等の結果を記録すること。 ⑥経営トップは、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員(陸上作業員)を確実に使用できるようにすること。 ⑥運航管理者は、陸上作業員を指名するなど作業体制を構築のうえ、陸上作業員を指揮し、旅客の乗下船等について、作業基準に従い作業をさせること。 ⑦船長は、船内点検の結果を記録すること。 ⑧船長は、船内の旅客が見えやすい場所に、乗船待ちの旅客に対する遵守事項等を掲示し、周知すること。 恵全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、アルコール検査を行ったうえで業務を実施させること。 ⑩安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、アルコール検査を行ったうえで業務を実施させること。 ⑩安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい安全教育を定期的に実施すること。 ⑩安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい安全教育を定期的に実施すること。 ⑩安全統括管理者は、事故処理に関する訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。

処分年月日 事	業者名 事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容
令和4年11月29日 小川 貢	人の運送をする不定期航路事業	輸送の安全の確保に関する命令		○経営トップは、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全マネジメント態勢の見直し等、安全管理体制に主体的に関与すること。 ②安全統括管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施し、記録すること。 ③運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程を遵守し、事案の再発防止に向けて船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般の統括を徹底するための措置を講じること。 ④運航管理者及び船長は、運航の可否判断等の結果を記録すること。 ⑥経営トップは、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員(陸上作業員)を確実に使用できるようにすること。 ⑥運航管理者は、陸上作業員を指名するなど作業体制を構築のうえ、陸上作業員を指揮し、作業基準に従い作業をさせること。 ⑦始長は、船内点検の結果を記録すること。 ②安全統括管理者は、検査結果を被検査者以外の第三者に確認してもらい、確実に記録する等、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。 ⑩安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい安全教育を定期的に実施すること。 ⑪安全統括管理者は、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい安全教育を定期的に実施すること。 ⑪安全統括管理者は、陈客の傷害防止のための注意事項など輸送の安全を確保するために講じた措置を外部に公表すること。 『発営トップは、安全管理規程(作業基準等を含む。)について、関係者の意見を参考としたうえで見直しを検討し、安全管理規程の変更を決定した場合は、速やかに東北運輸局へ届け出ること。